第二百八十八条を次のように改める。

（北海道農政事務所に置く部等）

第二百八十八条　北海道農政事務所に、次の一室及び三部並びに総務管理官一人を置く。

企画調整室

生産経営産業部

消費・安全部

統計部

2　北海道農政事務所に、前項に掲げる室及び部に置くもののほか、次の二課及び厚生官一人を置く。

総務課

会計課

第二百八十九条を削る。

第二百九十条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　広報に関すること。

第二百九十条の二中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るものの総括に関すること。

七　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

八　農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

第二百九十条の二を第二百八十九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（調整官）

第二百九十条の二　企画調整室に、調整官一人を置く。

2　調整官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する総合的な政策に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百九十条から第二百九十五条までを削る。

第二百九十六条の見出しを「（生産経営産業部の所掌事務）」に改め、同条中「農政推進部」を「生産経営産業部」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　地方競馬の監督に関すること。

第二百九十六条中第十二号から第十五号までを削り、第十一号を第十八号とし、第十号を第十七号とし、第九号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

十六　日本農林規格の制定に関すること。

第二百九十六条中第八号を削り、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

第二百九十六条中第六号を第十一号とし、第五号を削り、同条第四号中「農畜産物、飲食料品及び油脂」を「農林水産省の所掌事務に係る物資」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

第二百九十六条中第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

三　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

四　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

五　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

六　農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

七　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第二百九十六条を第二百九十条とする。

第二百九十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「日本農林規格並びに」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本農林規格に関すること。

第二百九十七条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、同条を第二百九十一条とする。

第二百九十八条を第二百九十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

（総務管理官の職務）

第二百九十三条　総務管理官は、命を受けて、次条各号及び第二百九十五条各号に掲げる事務に関する重要事項に関する事務を行う。

（総務課の所掌事務）

第二百九十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　所長の官印及び所印の保管に関すること。

二　職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　北海道農政事務所の保有する情報の公開に関すること。

五　北海道農政事務所の保有する情報の安全の確保に関すること。

六　北海道農政事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

七　職員の福利厚生に関すること。

八　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

九　北海道農政事務所の所掌事務の運営の改善に関すること。

（会計課の所掌事務）

第二百九十五条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

三　職員に貸与する宿舎に関すること。

四　営繕に関すること。

五　庁内の管理に関すること。

六　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

七　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

八　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。

（厚生官の職務）

第二百九十六条　厚生官は、次に掲げる事務に参画する。

一　職員の災害補償に関すること。

二　職員の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

（管理官）

第二百九十七条　総務課に、管理官二人を置く。

2　管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。